

## 現 行

山形県県土整備部が発注する業務・工事におけるオンライン電子納品試行要領

—省略—

(対象)

第3条 オンライン電子納品は、山形県電子納品運用マニュアルに定める電子納品対象業務・工事のうち、以下の業務・工事を対象とする。ただし、業務・工事の特性上、オンライン電子納品の実施が適当でないと発注者が判断したものについては、従前のCD-R等での納品を行うこととし、対象外とすることができる。

- (1) 業務：対象外
- (2) 工事：土木一式工事で当初設計価格が30,000千円（税抜き）以上

—省略—

(システム登録時の留意事項)

第7条 電子成果品は、山形県電子納品運用マニュアルに基づき作成するものとするが、以下に留意すること。

(1) 業務・工事名称

業務・工事名称を記入する。また、永年保存する重要構造物等にかかわる業務・工事の場合は、業務・工事名称の後に、「【永年】」と追記する。

(例：令和〇年度〇〇事業（交付金）一般県道〇〇線〇〇橋上部工制作・架設工事【永年】）

(2) フォルダ構成

ルート直下を電子納品のフォルダ構成とする。ディスク毎に分割されたフォルダ構成としないこと。

—省略—

附則

この試行要領は、令和6年10月1日以降に実施設計書を作成する工事に適用する。

—省略—

## 改 定 後

山形県県土整備部が発注する業務・工事におけるオンライン電子納品試行要領

—省略—

(対象)

第3条 オンライン電子納品は、山形県電子納品運用マニュアルに定める電子納品対象業務・工事のうち、以下の業務・工事を対象とする。ただし、業務・工事の特性上、オンライン電子納品の実施が適当でないと発注者が判断したものについては、従前のCD-R等での納品を行うこととし、対象外とすることができる。

- (1) 業務：全て（用地補償業務を除く）
- (2) 工事：全て

—省略—

(システム登録時の留意事項)

第7条 電子成果品は、山形県電子納品運用マニュアルに基づき作成するものとするが、以下に留意すること。

(1) 業務・工事名称

業務・工事名称を記入する。また、永年保存する重要構造物等にかかわる業務・工事の場合は、業務・工事名称の後に、「【永年】」と追記する。

(例：令和〇年度〇〇事業（交付金）一般県道〇〇線〇〇橋上部工制作・架設工事【永年】）

なお、永年保存の判断は発注者が行うものとする。

(2) フォルダ構成

ルート直下を電子納品のフォルダ構成とする。ディスク毎に分割されたフォルダ構成としないこと。

—省略—

附則

この試行要領は、令和6年10月1日以降に実施設計書を作成する工事に適用する。

附則

この試行要領は、令和7年4月1日以降に実施設計書を作成する業務・工事に適用する。

—省略—